

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第44回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年3月29日（金） 13:58～15:18

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、

宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作

（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策

課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、

海野 敦史（料金サービス課企画官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

（1）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）について【諮問第3052号】

（2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について【諮問第3053号】

（3）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3054号】

（4）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成25年度の接

続料等の改定) について【諮問第3055号】

2 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成25年度事業計画等について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は委員8名中5名が出席でございますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日は、答申事項4件、報告事項1件ということでございます。

では、まず最初に、諮問第3052号、NTT東西の実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定について審議したいと思います。

本件は総務大臣からの諮問を受けまして、1月29日開催のこの部会において審議を行い、2月20日まで1回目の意見募集を行いました。その後、提出された意見を公表するとともに、3月8日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会で調査検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査代理の酒井委員から、委員会での検討結果についてご報告いただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○酒井委員　それでは、ご報告いたします。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定）でございますが、接続委員会における調査検討の結果をご報告いたします。

資料44-1の55ページ以降に具体的な記載がございます。その申請内容でございますが、専用線の実際費用方式を適用する平成25年度の接続料及びその他手続費等の改定をするためにNTT東西の接続約款の変更を行うものです。

これは2回の意見募集を経た上で、検討の結果、資料44-1の1ページのように報告書を取りまとめました。先ほどありましたように、意見募集期間としては1月30日から2月20日、再意見は2月22日から3月8日です。

接続委員会としましては、まず報告書の1にありますように、本件東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、次の点が確まらず保された場合には認可することが適当と認めら

れるとしております。

この次の点を具体的に述べます。まずドライカップ接続料の接続料原価に算入されている災害特別損失、これにつきまして、平成25年度の接続料と平成26年度の接続料における災害特別損失の影響額が同程度になるように繰り延べ措置を講じること。

2番目に、公衆電話機能の接続料につきまして、特設公衆電話に係る調整額を除いて再算定を行うこと、この2点でございます。

また、報告書の2と書いてあるところに記しましたように、総務省に対して6点の項目、(1)から(6)までございますが、6点の項目について要望する、そういう形で報告させていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として3ページから47ページに取りまとめております。報告書の詳細につきましては、総務省より説明いただけるのとことですので、よろしく申し上げます。

○二宮料金サービス課長　それでは、引き続きまして、私から提出された意見及びその考え方につきましてご説明を申し上げます。

資料、3ページから47ページまで各意見、再意見、考え方が書かれてございますけれども、分量も多うございますので、本日、参考資料といたしまして資料をつけてございます。委員会の議論等も踏まえまして、事務局で抜粋版を作成いたしてございます。それに基づきまして、それを横に置いていただきながら伺いいただければと存じます。

それでは、まず総論でございますけれども、意見の1で、競争環境を維持し、利用者利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカップ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることが必要という意見でございます。

意見の2でございます。実際費用方式に基づく接続料算定では、NTT東西におけるコスト削減インセンティブが働き難いと考えられることから、接続料原価の効率化状況等を厳格に検証した上で認可することが必要という意見でございます。

考え方につきましては、ドライカップなどレガシー系サービスについては、回線コスト自体は新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、こうしたコストの減を需要である稼働回線数の減少が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。NTT東西自身がコストの大宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、平成24年度接続料に

係る答申においても要望したとおり、NTT東西においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当であるとしてございます。

続きまして、災害特別損失の扱いに関する意見でございます。

意見の3でございます。災害特損の分割算入についてでございます。災害特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を複数年度に分割して反映し、平成25年度接続料の抑制を図るべきという意見でございます。主に接続事業者の方々から出されております。

接続料規則第14条に基づき、接続料は、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するよう定めなければならないとされている。しかしながら、災害特別損失については、特別の事情により発生した費用を、接続料規則第3条に基づく許可によって接続料原価に算入されるものであり、経常的な維持・運営に係る費用ではないため、必ずしも単年度の接続料原価に算入する必要があるものではない。

この点、NTT東日本の災害特別損失は、平成23年度は126億円（うち、第一種指定電気通信設備に係るものから平成23年度第3四半期以降に計上された平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算したものは101億円）であるのに対し、平成24年度第3四半期までに計上されたものは35億円であり、平成26年度接続料においても災害特別損失が接続料原価に算入される場合、平成26年度接続料原価への算入分は、平成25年度接続料原価への算入分よりも少なくなる見込みであると認められる。

また、NTT東日本のドライカップ接続料については、平成24年度比で上昇率が顕著となっており、このうち災害特別損失の寄与分が約6割相当と大きいものとなっている。

このような場合については、災害特別損失の接続料原価への算入額の一部を翌年度に繰り延べることにより、平成25年度接続料の急激な上昇を抑制しつつ、平成26年度接続料においても急激な上昇を招かないように措置することが可能となる。

したがって、ドライカップ接続料に係る災害特別損失相当分については、その一部を平成26年度のドライカップ接続料原価に繰り延べて、平成25年度接続料の上昇を抑制することが適当である。

具体的な繰り延べ水準については、繰り延べ措置の目的が接続料の急激な上昇を抑制

することであることに鑑み、また、平成24年度においても災害特別損失が発生していることを考慮し、平成25年度と26年度の災害特別損失の負担が同程度となる見込みの水準とすることが適当である。

なお、繰り延べ措置により回収が遅延される災害特別損失については、平成26年度接続料原価への算入に際し、他人資本利子率を用いた利息を加えることができるようにすることが適当であるとしてございます。

意見の4でございます。特損の精査についてのご意見です。

接続料原価に算入されている災害特別損失について、接続料原価として不適切なものが含まれていないか精査することが必要とのご意見です。

考え方でございますが、本件認可申請において接続料原価に算入されている災害特別損失については、NTT東西よりその内訳が示されている。その内容について総務省及び当審議会において確認を行ったところ、当該特別損失は被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものであることから、災害特別損失を接続料原価に算入することが適当と認められるとしてございます。

意見の5でございます。特損に係る予見性等についてのご意見でございます。

東日本大震災に起因する特別損失は平成26年度接続料にも算入するとされていることから、接続事業者の予見性を高めるとともに、接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要とのご意見でございます。

接続料に算入する災害特別損失については、接続会計の公表の際等に、NTT東日本より開示がなされたところであり、NTT東日本においては、接続事業者の予見性を担保する観点から、引き続き情報開示を行うことが適当である。

なお、接続会計については、各年度の電気通信事業会計をもとに整理がなされているものであることから、接続会計の様式に基づく情報開示が可能となるのは早くとも各年度の決算終了以降となることに留意する必要がある。

また、NTT東西においては、平成26年度以降の接続料において災害特別損失を接続料原価に算入する場合には、災害特別損失について、接続会計の公表の際の開示に加え、予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、災害特別損失の接続料原価への算入状況に係る情報を接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業に開示できるか検討することが適当であるとしてございます。

続きまして、3.調整額の扱いに係る意見でございます。調整額制度と申しますのは、

過年度の費用及び調整額と実際の接続料収入の差分を翌々年度の接続料原価に算入するというものでございます。

意見の6でございます。調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについて、平成26年度接続料の算定に向けて検討を行うべきとのご意見です。

考え方ですが、総務省においては、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を当審議会に報告することが適当であるとしてございます。

意見の7でございます。調整額の分割算入についてでございます。調整額については、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、2年に分割して算入することにより、平成25年度接続料の抑制を図るべきとのご意見でございます。

ドライカップ及びラインシェアリングに係る接続料のように需要が減少傾向にある接続料の場合、調整額制度の構造上、恒常的に正の調整額が発生し続ける傾向がある。そのため、平成25年度接続料において接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づく調整額の分割を行った場合、平成26年度以降の接続料において、当該年度に係る接続料に加えて繰り延べた調整額が加算されることとなる。その結果、接続料水準に対する調整額の影響が翌年度においてさらに増大し、接続料に係る予見性が損なわれると考えられることから、平成25年度接続料の算定において接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づく調整額の分割を行うことは適当ではないとしてございます。

続きまして、4.特設公衆電話に係る意見でございます。今回、本件申請におきましては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの一部、並びにこれらに係る調整額が公衆電話機能の接続料原価に算入されるということで申請を受けているところでございます。

これに対する意見でございます。意見9-1でございます。特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への算入は、公衆電話料金の値上がりにつながり、平時の公衆電話利用者に転嫁される可能性があるため認められない。特設公衆電話の費用については、基金作りや税金の投入等も考えられ、特設公衆電話の設置や費用負担のあり方について検討されるべきというご意見でございます。主として消費者団体の方々からご意見を頂戴しております。

意見9-2でございます。震災対策等の社会的要請に応えるための費用については、NTT東西以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出等を実施していることから、

接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきとのご意見でございます。

公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係る接続料への特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入については、考え方は別添2のとおりとしてございまして、こちらに詳述してございます。恐縮ですが、49ページをお開けいただければと思います。

そちら、まず、基本的考え方の2パラ目でございますけれども、特設公衆電話は、災害時等にもみ提供されるものではあるが、その機能として、災害時等における公衆電話の役割を補完するものであると考えられる。また、意見募集においても、接続事業者からも一定の負担をすることについて異論がなかった。このため、これに要する費用の一部をNTT東西と接続事業者とで負担することとするのは、一定の合理性が認められるとしてございます。

その上で、2. 調整額の除外についてでございますが、本件申請においては、特設公衆電話に係る調整額についても公衆電話機能の接続料原価に算入されている。しかし、平成23年度においては、特設公衆電話がNTT東西の取組としてNTT東西（利用部門）の負担により提供されていたことからすれば、平成25年度の接続料原価の算定に際し、特設公衆電話の費用に係る調整額の算入を認めることは適当ではない。

このため、仮に特設公衆電話の費用の一部を接続料原価に算入する場合には、NTT東西において、公衆電話機能の接続料に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて再算定することが適当であるとしてございます。

この結果でございますけれども、NTT東では、アナログ公衆電話、5.91円のところ4.97円に下がります。約1円ほど下がります。また、NTT西日本につきましては、アナログ公衆電話1.97円から1.71円ということで、約0.3円下がるということになります。

3. 負担方法等についてでございます。意見募集においては、特設公衆電話の必要性については異論がなかった。しかしながら、その費用の負担方法については、消費者団体からは、公衆電話の利用者料金への転嫁の懸念から反対の意見が示されている。

公衆電話料金については各料金設定事業者の判断によるが、仮に、本件方法による公衆電話機能の接続料の増分が、公衆電話料金に反映された場合、公衆電話利用者が災害時等にもみ提供される特設公衆電話に係る費用を負担することとなる。公衆電話利用者

と災害時等の特設公衆電話の利用者は必ずしも一致しないことから、特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金のみには転嫁されることは望ましくない。

しかしながら、平成25年度接続料については、2のとおり、調整額を除いて再算定を行う場合、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合は2.2%以下である。このため、仮に特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金に転嫁されるとしても、公衆電話料金への影響は限定的と考えられる。

また、平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めない場合、その必要性について異論がない特設公衆電話に係る費用について、NTT東西のみが負担することになり、設置が進まないおそれがある。

以上のことから、平成25年度接続料においては、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することについては、2の補正を行った場合にはこれを暫定的に認可することが適当である。

ただし、今後については、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、本件申請と同様の方法により特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。

また、関係事業者からは、特設公衆電話に係る費用について、一定の負担を負うことについては異論がないものの、負担の方法については検討が必要との意見が示されている。

このため、特設公衆電話について、関係事業者間で負担をすることは適当であるものの、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話料金のみには転嫁されないように留意しつつ、検討することが適当である。

したがって、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみには転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当であるとしてございます。

4. 透明性確保についてでございます。平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めることから、特設公衆電

話は接続事業者も一定の負担を行うことにより維持されるものとなる。

また、関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましいと考えられる。

このため、NTT東西においては、その提供の在り方についても関係事業者の意見を踏まえつつ検討するとともに、その設置場所等についても、より透明性を確保することが適当である。

したがって、NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込みを総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込み等について検討し、同年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当であるとしてございます。

また、先ほどのとおり、参考資料1の3ページにお戻りいただければと思います。一番下の段でございます。今ご説明申し上げたペーパーの下線を引いている部分につきまして、補正並びに要請ということで、この考え方の中に盛り込んでいるところでございます。

1ページ目おめくりいただきまして、なおで始まるパラグラフでございますけれども、なお、特設公衆電話について、ユニバーサルサービス制度の中に位置づけるとの意見については、情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」において、特設公衆電話について「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討をすることが適当であると考えられる」とされている。

また、特設公衆電話について税金等により整備すべきとの意見につきましては、当審議会の審議事項を超えたものであるとしてございます。

意見の10でございます。公衆電話接続料は大幅な上昇傾向にあることから、公衆電話の効率化計画や将来の見通しについてNTT東西から提示されるべきのご意見です。

公衆電話機能に係る接続料については、コストの削減・効率化の取組がなされているものの、トラヒックの減少により、結果として接続料が上昇傾向にある。

需要は今後も減少傾向が続くことが想定されることから、NTT東西においては、引き続き、トラヒックの減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが

適当である。

なお、平成24年度のNTT東日本における公衆電話機能の接続料については、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから低下しており、調整額の適用により、平成26年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。

公衆電話の効率化計画や将来の見通し等について提示すべきとの意見については、NTT東西の事業計画において、公衆電話の計画数が公表されているところである。NTT東西において、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれるとしてございます。

以下、その他でございます。意見の12につきましては、回線管理運営費に係るものでございます。回線管理運営費について、コストの低廉化、最適化を図り、接続事業者の負担を抑止するような施策の検討が必要とのご意見でございます。

回線管理運営費の原価のうち、接続事業者が利用するシステムに係るシステム開発費等については、接続事業者のみが負担するものであり、接続事業者からコストの適正性についての懸念が示されている。

このため、NTT東西においては、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことが適当である。

回線管理運営費の原価のうち、サービスオーダーの処理等に係る営業費については、NTT東西においては、引き続き、毎年度のサービスオーダー件数の減少等に応じ、サービスオーダー処理に係る業務の体制を見直す等のコストの適正化の取組を実施することが適当である。なお、プライスキャップ等の基準値の設定については、現行の制度の枠組みを超えているため、総務省において参考とすることが適当であるとしてございます。

意見の19につきましては、予見性確保に関するご意見でございます。接続料算定の基礎数値となる機能ごとの原価の内訳、稼働回線数実績等の情報について、認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係事業者で

議論を進めていく十分な時間を設けることが必要とのご意見でございます。

調整額による急激な接続料水準の変動が発生していることや、メタル回線については需要が減少傾向にあることにより、次年度の接続料についての予見性の確保は一層重要となっていると考えられる。

したがって、NTT東西は、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報について、予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示できるか検討することが適当であるとしてございます。

最後でございますが、メタル回線コストの在り方に係るご意見でございます。

NTT東西より、メタル回線に対する効率化計画、取組といった長期的な計画や接続料水準の見通し等を提示いただいた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について議論が行われるべきとのご意見でございます。

メタル回線のコストの在り方については、平成24年3月29日付当審議会答申において「総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと」が要請されたことを踏まえ、検討が行われているところである。総務省においては、引き続き検討を行い、成案を得ることが適当であるとしてございます。

以上踏まえまして、1ページ目、冒頭の報告書にお戻りいただければと思います。先ほど酒井先生からご指摘ございましたとおり、次の点が確保された場合には認可することが適当といたしまして、1の(1)特損の繰り延べの件、(2)公衆電話機能の調整額を除く再算定を行う件について書かれてございます。それから、2以降、先ほどの考え方の中で、(要請)と示しているものを列挙させていただいております。(1)につきましては、災害特損の原価の開示の検討の要請。その次のページ、(2)でございますが、これは総務省に対してでございますけれども、調整額制度の急激な抑止策の検討について。(3)につきましては、特設公衆の負担方法の検討、報告、公表の要請でございます。(4)につきましては、特設公衆電話の設置の考え方等の検討、報告、公表。(5)につきましては、オペレーションシステムのうち接続への影響が大きなものに係る協議についての要請事項でございます。最後、(6)でございますけれども、コスト

情報の早期開示の検討についての要請。以上、報告書でございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見なりご質問がありましたらお願いいたします。どうぞ、お願いします。

○宮本委員　　感想というか希望なのですけれども、総論のところなのですけれども、回線コストにつきましては、やはり効率化等によりまして削減努力をさせていただいていると思いますが、しかしながら、需要でありますところの稼働回線数がだんだん減少傾向にございます。したがって、需要の減少がコストの削減を上回るという傾向が続きますと、やはり接続料を上げないといけないという、そういうことが繰り返されるのではないかと危惧いたします。

したがって、今後は、接続料の料金をそのたびに上げるということをしてできるだけ回避するためには、やはりコスト削減の努力と透明性が必要であるということだと思えますので、その点を希望したいと思います。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございます。では、どうぞ。どうぞ、お願いします。

○長田委員　　今回の特設公衆のところの整理については、今回はこのタイミングではそうなのだろうと思います。ただ、東日本大震災以降、あのときの通信、本当につながらなかったという生々しい記憶がある者にとって、特設公衆の設置というのは非常に重要な、国としてちゃんと一定の基準を持って全国あまねく設置されて進んでいくべきであらうというのが消費者団体の皆さんとお話をしても、皆さんのお考えだったと思います。その負担が一部平時の公衆電話利用者に転嫁されるのはおかしいのではないかとこの意見とともに、やはりここで今回も透明性の確保ということで書いていただいていますけれども、その基準とか、どの程度の数が設置されていくのかということも含めて、そこは一般利用者が議論に参加していきたいとみんな考えていると思います。

今回の透明性の確保のところ、書いていただいているのを見ると、やはり自主的な取組である以上しようがないのかもしれませんが、事業者さんが設置の基準や数を考えていくということになっていると思いますけれども、ぜひそこは自治体や一般利用者の皆さんの声も生かしていただいて検討を進めていただければいいなと思っています。

○根岸部会長　　ありがとうございます。今のはご要望ということでよろしいでしょうか。

どうぞ、ほかにございましたら。よろしいでしょうか。

報告書で1ページのところでいただいておりますが、それと同じ内容が53ページに書いてありまして、これが答申書、この審議会の答申ということになる内容であり、同じことなのですから、2つあって、1つは、補正を求めるといふか補正申請、それがあって、変更認可ということによって認められる、そういうことが最初の(1)、(2)という、ドライカップ接続原価に算入される災害特別損失についての繰り延べ措置と、それから、今の特設公衆電話に係る調整額を除いて、この公衆電話機能について接続料を再算定する、これが補正の内容でありまして、2のところは、(1)から(6)まで、これは総務省においてということ、総務省に対する要望ということになっております。

同じ内容、今申しましたように、53ページから54ページということで、この内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、この案のとおり答申することといたします。

それでは次に、諮問第3053号、こちらはNTT東西の平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正)について審議したいと思います。

こちらは、同じように総務大臣からの諮問を受けまして、1月29日の部会で審議を行い、2月20日まで1回目の意見募集を行い、その後、提出された意見を公表して、3月8日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえまして、同じく接続委員会で調査検討いただきました。

本日、その接続委員会の主査代理の酒井委員から、検討結果についてご報告をお願いいたします。

○酒井委員　それでは、ご報告いたします。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、具体的には、平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正)ですが、これにつきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告いたします。

資料44-2をごらんいただきたいと思います。諮問3053号です。この概要につきましては、31ページ目に具体的な記載がございます。平成23年度から平成25年度までの3年間、これを算定期間として将来原価方式により算定されている加入光ファイバの接続料のうち、25年度の接続料を補正するためにNTT東西の接続約款の変更

を行うものでございます。

2回の意見募集を経た上で検討の結果、資料44-2の1ページのとおり報告書をまとめました。意見募集につきましては、先ほど部会長のご説明がありましたとおり、1月30日から2月20日、2月22日から3月8日、2回でございます。

接続委員会といたしましては、まず、報告書の最初の1に記載したとおり、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、基本的には、諮問のとおり認可することが適当であるとしております。

なお、報告書の2に書いてございますが、総務省に対して1点の項目について要望するというようにしております。

また、その次に書きましたとおり、本件につきましては、平成23年4月4日付で一部条件を付して認可された接続約款の変更及び平成24年3月29日付で一部条件を付して認可された接続約款の変更に関連しているために、これらの条件のうち継続的に履行が必要なものにつきましては、そこに記載してございますように、引き続きその履行を求めることが適当としております。

提出された意見及び考え方につきましては、報告書の別添として3ページから24ページに取りまとめております。また、詳細につきましては総務省より説明していただくということですので、お願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、資料3ページ以降、ご説明申し上げます。

まず、総論でございます。意見1でございます。加入光ファイバに係る接続料水準の低廉化を図るべき。また、線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、多様な選択肢の中から利用者がサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要とのご意見でございます。

考え方でございます。国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、利用者利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するに当たっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて、利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。

また、線路敷設基盤の在り方については、平成23年12月20日付情報通信審議会

答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方について」——以下、ブロードバンド答申と申しますが——において、設備競争を促進するためには、固定ブロードバンドのインフラ敷設を支える電柱・管路等の線路敷設基盤の開放が重要な役割を果たすとの認識が示され、マンション向け光屋内配線の開放及び地中化エリアへの対応等に係る必要な施策の実施が求められている。

国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進に当たっては、以上の考え方や答申を踏まえ、必要な取組を図ることが適当であるとしてございます。

続きまして、意見の2でございます。少々ページが飛びますが、7ページをごらんいただければと思います。災害特別損失の扱いに係る意見でございます。

平成25年度接続料原価に算入される災害特別損失について、不適切な費用が含まれていないか厳密に精査すべきというご意見でございます。

本件認可申請において、接続料原価に算入されている災害特別損失については、NTT東西よりその内訳が示されている。その内容について、総務省及び当審議会において確認を行ったところ、当該特別損失は被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものであることから、当該特別損失を接続料原価に算入することが適当と認められるとしてございます。

続きまして、次のページでございます。エントリーメニューに係る意見でございます。エントリーメニューと申しますのは、複数年段階料金を採用することで初年度の参入コストを低減させるものでございます。

意見の3でございます。エントリーメニューの効果に疑問。総務省において、地域のDSL事業者が今後もICTによる地域の活性化・ブロードバンド普及に貢献できるよう、新たな対策等の検討を早期に開始すべきとのご意見でございます。

考え方でございます。エントリーメニューについては、平成24年3月29日付当審議会答申において示したとおり、光配線区画の見直しが完了し、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけFTTHサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらすことを目的とするものである。

当審議会接続委員会において提示した質問に対する各事業者の回答において、複数の事業者より、加入光ファイバ利用に際しての選択肢の一つとして検討が可能である旨の回答がなされている。

当審議会としては、エントリーメニューが上述の効果をもたらすことを期待する。

エントリーメニューの評価・検証については、平成25年3月からエントリーメニューの提供が開始されることから、——これは3月25日、既に開始されてございます——総務省において、NTT東西にその利用状況の報告を求めるとともに、当審議会において適宜の時期に報告することが適当であるとしてございます。

意見の4でございます。光配線区画の見直しの状況やエントリーメニューの利用状況は競争事業者に必要な情報。競争評価や公正競争レビュー制度において情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析すべきとのご意見でございます。

光配線区画の見直しの状況につきましては、平成24年3月29日付の当審議会答申において、NTT東西に対し、見直しが完了するまでの間、半年ごとに見直しの状況について総務省に報告することを要請することを総務省に要望している。これを踏まえ、総務省においては、NTT東西に対し、平成24年度加入光ファイバ接続料の認可に当たり、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されている。総務省においては、引き続き、見直しの状況を注視するとともに、当審議会において適宜の時期に報告することが適当であるとしてございます。

エントリーメニューについては、考え方3のとおりでございます。

続きまして12ページでございます。光配線区画に係る意見でございます。

意見の5でございます。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかな光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画当たりの世帯数の適正化が必要。また、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果について情報開示をすることが必要とのご意見でございます。

考え方でございます。光配線区画の見直しについては、NTT東西において、他事業者向け配線区画のトライアルを実施するとともに、既存の配線区画について適宜必要な見直しを行う考えが示されたところである。また、平成24年3月29日付当審議会答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料の認可に当たり、NTT東西に対し、光配線区画の早期の見直しを行うとともに、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されているとしてございます。

ここで昨年12月に報告を受けました内容につきまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。参考資料の2をごらんいただければと思います。

光配線区画の見直しの状況でございます。接続事業者向けの光緯線区画の導入に向けたトライアルにつきまして、NTT東西において、平成24年5月に事業者説明会が開催されておりまして、現在、NTT東日本において2社、NTT西日本において1社とトライアル実施に向けた準備が進んでいるところでございます。

トライアル参加事業者の事業展開時期、それに向けた準備期間を考慮いたしまして、平成25年4月から順次トライアルを開始する予定でございます。

平成25年度中に本格提供利用の意向確認を行い、26年度中に本格提供の開始予定ということでございます。

既存の配線区画の見直しにつきましては、現在、いまだ既存ユーザーがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、地理的条件等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを進めているという報告を受けているところでございます。

これにあわせまして、その次のページでございますけれども、参考資料3でございますが、こちら、NTT西日本におきます光引込線敷設に係る新配線方式について説明した資料でございます。多くのところが委員限りとなっておりますので、説明につきましては詳細を割愛させていただきますが、現在のところ、配線ブロックの2割弱が新配線方式になっており、これによりまして従来の配線ブロックの約1.5倍から2倍のユーザーが収容可能となっているところでございます。

これを踏まえまして、またお戻りいただければと思います。12ページの意見の5の考え方、中ほどでございます。

適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要との意見については、情報開示告示に基づき、収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報が開示されるとともに、個別の光配線区画の状況について情報開示手続により把握することが可能となっている。NTT東西は、接続業者からの請求に応じ、適切に開示することが必要である。

1 光配線区画への複数局外スプリッタの設置については考え方7、事後的な光配線区画の分割・縮小については考え方6のとおりとしてございます。

意見の6でございます。接続事業者の予見性を確保するため、NTT西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべきとのご意見でございます。

光配線区画の見直しにつきましては、先ほどの考え方5のとおりでございます。

光配線区画において、事後的に宅地造成や大規模マンション建設等が発生した場合に、光配線区画の事後的な分割を行うことにつきましては、NTTの再意見6の下から3行目、4行目でございますけれども、分岐端末回線に係るコストが上昇したり、開通工事に長時間を要することとなる等の影響が発生するということもございます。一定の合理性が認められるとしてございます。

他方、光配線区画の分割は、接続事業者の事業運営に影響を及ぼす可能性があるため、NTT西日本とKDDIとの間で事案の検証を行うとともに、NTT東西においては、光配線区画の分割に関する予見性の向上に努めることが適当であるとしてございます。

1ページおめくりいただきます。意見の7でございます。新配線方式の導入により以降の需要を既存の局外スプリッタに収容しない等、1光配線区画に複数の局外スプリッタが設置されている状況となっている。1光配線区画に1局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要という意見でございます。

考え方でございます。1光配線区画への複数局外スプリッタの設置への対応策については、NTT西日本とKDDIとの間で適切な対処について協議を行うことが適当である。

特に、新配線方式でケーブル増設を行った場合に、旧配線方式のケーブルに既に配置されたスプリッタを完全には活用できないという課題については、効率的な設備利用に向けた改善策について協議が行われることが適当であるとしてございます。

続きまして、16ページ、ごらんいただければと思います。意見の8でございます。

芯線枯渇が発生し、開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限せざるを得ない事態が生じているため、速やかに是正すべきとのご意見でございます。

考え方は、事後的な光配線区画の分割については考え方6、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置については考え方7のとおりとしてございます。

なお、芯線枯渇への対応については、NTT西日本において、芯線枯渇が発生した場合の具体的な対応について、KDDIと引き続き協議を行うとともに、芯線枯渇が発生しないよう努めることが適当であるとしてございます。

意見の9でございます。光配線区画の適正化に当たっては、1光配線区画当たりの世帯数を適切に確保していくことが必要。シェアアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、平均50世帯、40世帯の世帯数が確保されるべきとのご意見でございます。

これにつきましては、考え方5のとおりとしてございます。

その他でございます。意見の10でございます。各種接続料の低廉化についてのご意見でございます。光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額、工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要とのご意見でございます。

考え方は、光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当であるとしてございます。

1枚おめくりいただきまして意見の11でございます。メタルと光のコストの配賦の見直しについてでございます。

メタルと光の配賦の見直し等について、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側に過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応はとるべきではないとのご意見でございます。

考え方は、費用の配賦基準については、平成24年3月29日付当審議会答申において、「総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うことが要請されたことを踏まえ、検討が行われているところである。総務省においては、引き続き検討を行い、成案を得ることが適当であるとしてございます。

続きまして、意見の12でございます。平成26年度以降の乖離額調整についてでございます。

平成26年度以降の接続料算定について、引き続き将来原価方式を採用すべき。また、特例として認められている乖離額調整制度については見直しが行われるべきとのご意見でございます。

考え方でございます。加入光ファイバに係る平成26年度以降の接続料の算定方式及び予見性確保の方策については、平成26年度接続料の認可申請を受けて検討を行うことが適当である。

なお、将来原価方式による算定を行う場合の乖離額調整制度の扱いについては、接続料規則第12条の2において、将来原価方式については調整額を加算しない旨が規定されていることを踏まえ、検討することが適当であるとしてございます。

続きまして、22ページでございます。意見13でございます。この意見13、14、2つにつきましては、スタックテストに関するご意見でございます。

意見の13でございます。総務省が実施するスタックテストについて、総務省が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開し、その基準が適切かどうかを検証できるようにすべきとのご意見でございます。

考え方は、総務省が実施するスタックテストにおいて検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を公開すべきとの点については、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」におきまして、スタックテストの透明性を確保するため、検証結果については、当該結果が接続料算定事業者の経営情報に該当する可能性があることに配慮しつつ、可能な限り公開することとされている。

これを踏まえ、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方については、これを公表することによりNTT東西の設備構成が想起される等、NTT東西に不当な不利益が生じるおそれがあることにも留意しつつ、経営情報に該当しないと認められる情報については公開されているところである。

総務省においては、今後、NTT東西の経営情報にも配慮しつつ、スタックテストに係る情報の公開範囲について検討を行うことが適当であるとしてございます。

最後の意見でございます。意見14でございます。接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて評価を行うべき。公正競争の観点から実勢利用者料金を把握した上で、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開すべきとのご意見でございます。

考え方は、スタックテストについて、割引サービスを考慮した利用者料金を用いるべきとの点については、スタックテストは、接続料の水準が不当なものでないことを確認するために行うものであり、利用者料金の妥当性を検証することを目的とするものではない。

また、接続料を設定する事業者が大括りのサービスごとにスタックテストの実施を求められているところであり、接続料の適正性の検証の観点からは、必ずしも割引サービスを考慮した利用者料金を用いる必要はないと考えられるとしてございます。

以上踏まえまして、1ページ目の報告書でございます。先ほど酒井委員からご説明がございましたとおり、諮問のとおり認可することが適当ということで、考え方3を踏まえた要請事項、エントリーメニューの利用状況の報告に関する要請事項が2.にございます。3.につきましては、昨年、認可条件として付していたものでございますが、改めまして26年度の接続料の認可申請までの間の報告ということで、需要の減少に応じ

たコスト削減の取り組みについて報告をするように求める要請事項でございます。

また、4.に書いてございます、引き続き、継続的に履行が必要なものと記してございますのは4点ございまして、光配線区画の早期見直しと見直し状況を半年ごとに見直し終了まで報告するという条件。それから、光配線区画の見直しとエントリーメニューの導入に当たり、必要となるシステム改修等のコストの削減努力というのが2点目。3点目がコンソーシアム方式の円滑利用の必要な取り組み。さらに、乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、半期ごとの状況について報告を求めるものが4点目でございます。ということで、従前付しておりましたこれらの条件につきまして、改めてこちらで確認しているものでございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今ご説明いただきました1ページの報告書というのがありますけれども、それと同じ内容のものが29ページにありまして、こちらが大臣に対する答申ということになります。基本的に諮問のとおり認可、適当ということと、要望というか要請ということがございました。それから、継続的に履行が必要なものについて、引き続きその履行を求めることが適当、そういうことが入っております。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第3053号につきまして、お手元の今申しました答申（案）をとりまして答申したいと思えます。ありがとうございます。

それでは、その次ですけれども、次は諮問第3054号、NTT東西のいわゆる次世代ネットワークについての平成25年度の接続料の改定について審議したいと思います。

これは、同じように総務大臣の諮問を受けまして、1月29日の部会で審議を行い、2月20日まで1回目の意見募集を行い、その後提出されました意見を公表し、3月8日までの間、再意見の募集を行った。その提出されました意見を踏まえまして、接続委員会において調査検討をいただきました。本日は、接続委員会の主査代理の酒井委員からご報告をお願いいたします。

○酒井委員　それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ということで、具体的には、平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定、これにつきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告します。

次の資料44-3をあけていただきたいと思います。諮問3054号と書いてございます。具体的には、13ページに申請概要がございます。具体的には、このA、B、C、Dにありますように、NTT東西のNGN、次世代ネットワークですが、ここに係る4つの機能で、まず一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、次に閉門交換局接続ルーティング伝送機能、次に一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能、最後にイーサネットフレーム伝送機能、これらに関する平成25年の接続料を改定するために、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。これも2回の意見募集を経た上で、検討の結果、その資料の1ページ目にありますように、報告書をまとめました。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記載したとおり、本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、これにつきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められます。

提出された意見及び考え方につきましては、報告書の次のページの3から9ページで取りまとめております。また具体的内容につきましては総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、3ページ以降、ご説明させていただきたいと思えます。

意見の1でございますが、本件は廃止する接続機能に係る調整額の扱いについてのものでございます。

今後、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する場合には、認可申請前に競争事業者への影響を十分検証し、その結果を踏まえ、その都度慎重に判断することとし、このような特例措置が常態化することのないようにすべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございます。まずは、今回の廃止される機能について記載してございます。

地域IP網の収容局接続機能の一部及び中継局接続機能は、NGNの収容局接続機能及び中継局接続機能にそれぞれ移行されることにより、平成25年度以降は廃止される申請がなされている。地域IP網の当該機能の廃止に伴い、本来、地域IP網の当該機能の平成25年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象がなくなることとなる。

しかしながら、地域IP網の接続機能のNGNの接続機能への移行に伴い、地域IP

網の接続事業者もNGNの接続事業者に移行することとなること、また、地域IP網とNGNの收容局接続機能及び中継局接続機能は、実質的に利用する接続事業者に変わりがない（NTT東西以外の利用実績はない）ことから、地域IP網の当該機能に係る平成25年度調整額相当額をNGNの收容局接続機能及び中継局接続機能の原価にそれぞれ加えた上で、接続料を算定することは、適正なコストの反映を図る観点から、一定の合理性があると認められる。

以下、一般論でございますが、接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなるとしてございます。

意見の2でございます。現行の算定方式における施設保全費、共通費・管理費、試験研究費の効率化への取り組み内容について透明性を高めるべきとのご意見でございます。

考え方は、接続料については、認可に際し、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当であるかについて審査が行われているところである。

今回申請のあった平成25年度NGN接続料については、平成23年度の接続会計における一般第一種指定設備（NGNに係る設備）の費用をベースに、フレッツ光ネクストのユーザー数等に応じた接続構築実績を踏まえて予測した平成25年度の取得固定資産価格の伸び率を考慮した上で、効率化を加味し、各費用の算定を行っている。

NTT東西においては、引き続き効率化に取り組むことが求められるが、効率化へどのように取り組むかについては、NTT東西において検討・実施されるべきである。

なお、NGNのオープン化に関するご意見は参考として承るとしてございます。

続きまして7ページをごらんいただければと思います。意見の3でございます。

NTT東西のIGS接続料について、SIPサーバが過剰投資の可能性があるため、設備投資の妥当性及び今後の計画について検証すべきとのご意見でございます。

考え方は、SIPサーバの費用の増加については、NTT東西によれば、対災害性強化のための設備の二重化やひかり電話の施設数の増加に伴う設備の増強によるものであり、当該設備投資は過剰投資であるとまでは言えないとしてございます。

1 ページおめくりいただきまして、意見の4でございます。QoS換算係数についても、その前提条件や係数の妥当性について検証を行うべきとのご意見でございます。

考え方は、QoS換算係数については、QoSを確保する最優先通信と高優先通信では、「ゆらぎ」に対応するため、要求した帯域に上乗せした帯域を確保している点に着目し、当該上乗せ帯域を含めた帯域で費用配賦を行うために設定されており、一定の客観性、合理性があると考えられる。

なお、QoS換算係数については、NTT東西が需要の増加に応じて今後NGN設備をどのように増強するかの方針等によって、QoSの有無・程度の反映方法も異なり得ることから、今後、QoS確保のための仕組みの変更等があった際には、必要に応じて見直しを行うことが適当であるとしてございます。

以上を踏まえまして、報告書でございますけれども、先ほど説明ございましたとおり、諮問のとおり認可することが適当と認められるということでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3054号につきましては、お手元の答申、最初のページと同じ内容ですけれども、11ページのところに答申書（案）とありますけれども、この（案）をとって答申したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、諮問第3055号、NTT東西の長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料の改定について審議したいと思います。

こちらは、総務大臣の諮問を受けまして、2月13日の部会で審議を行い、3月15日まで意見募集を行いました。その後、この意見募集で提出されました意見を踏まえまして、同じように接続委員会で調査検討いただきました。その検討結果を主査代理の酒井委員からお願いいたします。

○酒井委員 それでは、先ほどとタイトルは一緒ですが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ということで、内容としては ~~これは~~長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定ですが、これにつきまして、接続委員会における調査検討の結果をご報告いたします。

諮問3055号、44-4を見ていただきたいと思います。本件の概要につきまして

は、その7ページ目のところに具体的な申請概要の記載がございます。そこにありますように、接続規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が本年1月16日に交付、一部施行されたことを受けまして、長期増分費用方式に基づく25年度の接続料等を改定するために、NTT東西の接続約款の変更を行うものです。

意見募集を経た上で、検討の結果、44-4の1ページのとおりにより報告書をまとめております。意見募集期間は2月14日から3月15日です。

接続委員会といたしましては、報告書の1に記載しましたとおり、本件東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、これにつきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとしております。

提出された意見及び考え方につきましては、報告書の2ページから5ページでまとめております。

報告書の詳細につきましては、同様に総務省から説明いただけるとのことですので、お願いいたします。

○海野料金サービス課企画官　ただいまご説明のありましたとおり、本年2月13日に本審議会に諮問させていただきましたNTT東西の第一種指定電気通信設備に関する長期増分費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定について、本年2月14日から3月15日まで意見公募が行われましたところ、ソフトバンクグループ及びKDDIから意見が提出されましたので、その概要とそれらに対する考え方につきまして説明いたします。

資料2ページをごらんください。意見1といたしまして、第六次モデルの適用期間内であっても接続料が大幅に上昇する場合等においては、追加的な補正措置を講じるなど、柔軟かつ迅速な対応を検討すべきという意見でございます。

この意見に対する考え方につきましては、考え方1のとおりでございます。すなわち、平成24年9月25日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」——以下、答申と申し上げます——に示されたとおり、制度の安定性を確保する観点や接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、長期増分費用方式に基づく接続料算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくないため、第六次モデルを用いた算定方式の適用期間内においては、接続料算定に係る追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。

ただし、IP網への移行の進展等により、第六次モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかなモデルの見直しに向けた検討を行うことが適当であるとしております。

続きまして、4ページをごらんください。意見2といたしまして、IP網への移行が進む中、現行のPSTNベースのLRICは、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するというその趣旨から乖離しているという意見でございます。

こちらにつきましては、考え方2のとおりでございます。すなわち、答申に示されたとおり、現行の長期増分費用方式は、既存事業者の実際のネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっており、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しているものと認められる。特に、第六次モデルにおいては、回線数の減少に適切に対応した効率的なネットワーク構成となるよう必要な見直しを行うとともに、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた交換機関連設備の減価償却費等の補正を行う等、最新の実態への即応性等の観点からの改修が行われており、長期増分費用方式の趣旨に合致したものであると考えられる。

なお、平成23年度長期増分費用モデル研究会においては、平成25年度以降の接続料算定のためのモデルとして、第六次モデルとともに、IP-LRICモデルについての検討も行われたが、モデルの前提となる考え方やモデルを構築する際のネットワーク構成に係る技術的課題等について、さらに検討を要する事項が多く存在すると考えられることから、接続料算定に適用可能なIP-LRICモデルを構築することは困難であるとされたところであるとしております。

続きまして、5ページをごらんください。意見3といたしまして、次期モデルの検討については、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえ、IP-LRICモデルの検討を含むモデルの本格的な見直しを早期に開始することが必要という意見でございます。

この意見に対する考え方につきましては、考え方3のとおりでございます。すなわち、答申に示されたとおり、第六次モデルの次期の接続料算定期間において適用することを想定した次期モデルの検討に際しては、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコープ・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入可能性の検討といったIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについて検討

が必要である。また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、当該検討を早期に開始する必要がある。

なお、これらの検討に当たっては、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれるとしております。

以上の意見公募の結果も踏まえた答申書の案につきましては、資料6ページのとおりでございます。諮問のとおり認可することが適当と認められるとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3055号につきまして、お手元の答申は1ページの内容と同じでありますけれども、6ページに同じ内容の答申書（案）とあります。（案）をとりまして答申したいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後になると思っておりますけれども、報告事項に移りたいと思っております。報告事項は、NTT東西のユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策及び支援機関の平成25年度事業計画等について、総務省から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○海野料金サービス課企画官 それでは、資料44-5に基づきまして、NTT東西の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策及び基礎的電気通信役務支援機関の平成25年度の事業計画等につきまして説明申し上げます。

まず、NTT東西の基礎的電気通信役務に係る効率化方策に関しまして、資料1ページをごらんください。この報告の経緯についてですが、1番の経緯のところの左の囲み部分に記しております平成18年11月の情報通信審議会からの要請を受けまして、その右の囲み部分に記しておりますとおり、総務省からNTT東西に対して毎年度の事業計画の認可申請の際に、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について報告する旨を行政指導しているところでございます。

今般、平成25年度の効率化方策について、NTT東西から報告があったことを受けまして、本審議会にそれに関する報告をさせていただくというものでございます。

その具体的な内容につきまして、2番の平成25年度計画欄をごらんください。基礎的電気通信役務に係る設備利用部門の費用に関しまして、NTT東日本で約1,042

億円、NTT西日本で約860億円と、いずれも前年度の見込額と比べて7%の費用の効率化を実現する計画でございます。

その効率化のための具体的な施策につきまして、資料2ページをごらんください。人員のスリム化といたしまして、NTT東西ともにアウトソーシング会社の人員を中心にそれぞれ3,000人程度の人員削減を実施する予定と伺っております。また、業務の集約といたしまして、各種問い合わせや注文受付への対応等を行う116業務の拠点等の集約を進めるとともに、資産のスリム化等といたしまして、遊休不動産の売却の推進やインターネットを活用した利用者に対する料金請求コストの抑制等に取り組む予定とでございます。

続きまして、基礎的電気通信役務支援機関の平成25年度の事業計画や収支予算につきまして、資料3ページをごらんください。この事業計画及び収支予算におきましては、基礎的電気通信役務の制度に関する交付金の交付や負担金の徴収等の事務に要する支援業務費が約6,200万円となっております。前年度予算に比べまして約1,800万円の減少となっておりますが、これは前年度の場合は、年度開始当初における合算番号単価の修正が予定されていたのに対しまして、平成25年度においては、少なくとも年度開始当初時点では合算番号単価の修正が予定されておりませんので、改めての合算番号単価の周知等も不要となり、それに伴いまして、新聞広告やインターネット広告等に要する周知広報費が約1,800万円以上減少となることによるものでございます。

このように、周知広報費自体は減少いたしますが、平成25年度におきましても、従前どおり、ユニバーサルサービスに関する所要の周知・広報活動を継続する予定となっております。そのための費用として約2,700万円が確保されております。

具体的な費用区分ごとの収支予算額や前年度予算と比べた主な増減要因等につきまして、資料4ページに記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

資料5ページ以下は、実際にNTT東西及び基礎的電気通信役務支援機関である電気通信事業者協会から提出された資料の写しでございます。

なお、電気通信事業者協会は、平成25年度より、旧民法上の社団法人の存続法人としての民法特例法人から通常の一般社団法人に移行いたします。

報告は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項の報告につきまして、どうぞ、何かご質問、ご意見がございましたら、よろしいですか。

それでは、本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。ございませんか。

それでは、本日の会議をこれで終了いたします。次回につきましては、また事務局より別途、連絡があると思います。どうもありがとうございました。

閉 会